

## 行政常任委員会報告

令和元年 7 月 19 日

午前 10 時 30 分開議

委員会室

---

### ◎ 日程

#### 1 総務課

- (1) 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

#### 2 消防本部

- (1) 手数料条例の一部改正について

#### 3 市民課

- (1) 夕張市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

#### 4 地域振興課

- (1) 「夕張まちづくり寄附条例」平成 30 年度報告書について

#### 5 保健福祉課

- (1) 介護保険事業所の廃止について
- (2) 介護保険事業所の指定について
- (3) 「夕張市自殺対策計画」の策定について

---

### ◎ 出席委員（7 名）

|     |       |
|-----|-------|
| 千 葉 | 勝 君   |
| 本 田 | 靖 人 君 |
| 君 島 | 孝 夫 君 |
| 大 山 | 修 二 君 |
| 熊 谷 | 桂 子 君 |
| 高 間 | 澄 子 君 |
| 今 川 | 和 哉 君 |

---

### ◎ 欠席委員（0 名）

---

### 【委員長挨拶】

（千葉委員長）

ただいまから、行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は 7 名全員であります。ほかに議長が途中から出席される予定となっております。

理事者側からは、理事のほか、説明員として、消防長、課長等が出席されることとなっております。

本日の委員会の進め方ではありますが、初めに総務課、消防本部、市民課について、同席の上、それぞれから説明を受けた後、これに対する質疑を行います。

次に、地域振興課、保健福祉課の順に報告を受け、これに対する質疑を行ってまいりたいと思いますが、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのように取り進めてまいります。

#### 【総務課】

(千葉委員長)

それでは、総務課から順に報告を受けてまいります。

総務課より報告を受けたいと思います。よろしくお願いします。

(総務課長)

おはようございます。

総務課からは、本年 10 月 1 日に予定されております消費税率の引き上げに伴う市の関係条例の整備に関する条例の制定についてを報告させていただきます。

内容につきましては、総務課主幹より報告をさせます。

(総務課主幹)

それでは、今回の消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明させていただきます。

まず、制定の理由なのですが、本年 10 月に予定されております地方消費税を含む消費税の税率が 10% に改定されることに伴いまして、公の施設などの使用料、利用料金等の消費税相当分を適正に転嫁するため、関係する条例を整備しようとするものでございます。

関係する今回整備する条例につきましては、プリントの(2)関係する条例というところに列挙しております。全部で 8 条例でございます。そのうち、1 番から 6 番までが公の施設に関する使用料、利用料金に関するものでございまして、7 番、8 番については水道料金、下水道料金等の改正の部分になります。こちらの関係条例を一括で整備しようとするものでございます。

続きまして、制定の内容についてですが、まず、基本的な考え方といたしましては、現在条例上において転嫁している消費税相当分から 10% となっ

た場合の増額分のみを転嫁する形となっております。

また、改正方法についてでありますけれども、公の施設、先ほど挙げました 1 番から 6 番の施設に関しては、現在の条例がいわゆる外税方式の条文になってございます。別表に税抜きの価格を定め、それに消費税相当分を乗じて得た額を使用料とするというような形になってございますので、こちらを総額方式、いわゆる内税方式とするために別表そのものを税込みの価格へ改めるといこととしておりまして、こちらについては、消費税法の趣旨であります総額表示に沿うような形で改正を行うこととしております。

プリントを 1 枚開いていただくと清水沢地区公民館使用条例の新旧対照表が載っているかと思いますが、こちらで若干説明させていただきますと、現行のほうは別表に定める使用料に 100 分の 5 を乗じて得た額となっております。まず別表で税抜きの価格が定められておりまして、それに消費税相当分を掛けて使用料を算出するような形になってございます。こちらを隣の改正後(案)ということで、別表そのものに消費税を転嫁して総額の方式に改めるといこととしております。

また、今回の改正なのでありますけれども、施設の使用料については、増額分を反映する計算において 10 円未満の端数が出た場合については、これまでの扱いと同様に 10 円未満を切り捨てて算出しております。

また、水道料金、下水道料金については、使用料のほかに工事費の算出でありますとか、設計の手数料の算出方法に関して、消費税に関連した文言がございまして、こちらそれぞれ増税に対応した文言に改正を行うところがございます。

最後に、経過措置及び施行期日についてでございますが、条例の施行については、本年 10 月 1 日を予定してございます。

経過措置についてでありますけれども、施設の使用料、利用料金については、条例の施行日以降に使用の申し込みがあったものについては、改正後の使用料を適用することとしておりまして、施行日前に使用申し込みがあったものについては改正前の使用料とするものでございます。

また、上下水道料金についても、施行日以降に使用を開始した場合については改正後の使用料となりますが、電気、ガス、水道等の経過措置を定めた消費税法などに基きまして、施行日前から継続して使用をしておりまして、施行日以降、令和元年 11 月 30 日までの間に使用料の額が確定するものにつきましては従前の使用料とするところがございます。

今回の関係条例の整備に関する条例の制定に関する説明は以上でございます。

## 【消防本部】

(千葉委員長)

次に、消防本部より報告を受けてまいります。

(消防本部統括課長)

報告の前に、資料の一部に訂正があります。資料の1枚目をご覧ください。1枚目の左上になります。別表(第2条第1項第10号)を(第2条第1項第11号)に訂正願いたいと思います。大変申しわけありませんでした。

消防本部から手数料条例の一部改正について報告いたします。

消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する手数料の額の標準を引き上げる改正を行うものです。

消防法第11条第1項の規定による危険物貯蔵所の位置、構造、設備の設置許可における手数料の額を改めるものです。

資料の手数料条例新旧対照表をご覧ください。資料の2枚目の中段であります。浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の額、貯蔵最大数量1万キロリットル以上5万キロリットル未満のものを158万円から159万円に、貯蔵最大数量5万キロリットル以上10万キロリットル未満のものを194万円から195万円に、貯蔵最大数量10万キロリットル以上20万キロリットル未満のものを226万円から227万円に改めるものです。

施行日は、令和元年10月1日です。

消防本部からの報告は以上です。

## 【市民課】

(千葉委員長)

次に、市民課より報告を受けてまいります。

(市民課長)

夕張市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてご報告申し上げます。

本年10月に消費税率が引き上げられる予定であることから、同条例で規定しているし尿の収集・運搬にかかわる処理料金の限度額を変更するものを臨時会にて議案を上程するものであります。

し尿処理料金は、市から「し尿の収集・運搬」を業として行う許可を受けた者が、利用者との間で直接、処理料金の支払いを受けるものであります。条例では、利用者に不公平を来さないため、処理料金の限度額を定めているものであります。

施行は 10 月 1 日から、10 リットル当たりの処理料金の限度額を 45 円から 47 円に変更するものであります。

なお、別途市が徴収している汚泥再生処理センターでの処理手数料については、現状のまま変更いたしません。

以上です。

(千葉委員長)

これより、報告に対する質疑を受けてまいります。質疑のある方はいませんか。

(熊谷委員)

消防の手数料条例のことで質問したいと思います。

ほかの部署では、ほとんど全部が、消費税が上がった分が上がるというお話だったと思うのですが、消防のほうでは、今、一部だけ上がるという説明だったかと思います。そのことについてもう少し詳しくお願いします。

(消防本部統括課長)

熊谷委員の質問にお答えいたします。

本年 10 月 1 日に予定されている消費税及び地方消費税の税率の引き上げにより、その積算の増額に影響を受けることになる手数料のうち、直近の person 費や物件費の変動を加味した試算を行ったものとの総務省消防庁危険物保安室からの説明であります。

以上です。

(千葉委員長)

よろしいですか。

(熊谷委員)

余りよくわからないのですが、もう少し詳しくお願いできますか。

(消防本部統括課長)

熊谷委員の質問にお答えいたします。

消費税の増額があると手数料全体の額が上がるというイメージがあるので、すけれども、その全体の試算をした上での person 費、物件費を試算して、全体の試算をしているのですが、その端数については切り捨てておりますので、屋外の特設タンク貯蔵所の部分のみの増額となっております。

以上です。

(千葉委員長)

よろしいですか。

(熊谷委員)

はい。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで総務課、消防本部及び市民課を終わります。

#### 【地域振興課】

(千葉委員長)

次に、地域振興課より報告を受けてまいります。

(地域振興課主幹)

資料 1 に基づきまして、平成 30 年度の夕張市まちづくり寄附条例に基づく寄附いただいた額についてのご報告をさせていただきます。

資料ですけれども、ページを入れ忘れた関係で非常にわかりづらい説明にならないように丁寧に説明させていただきます。

まず 1 枚目をめくっていただきまして、2 番目の夕張市まちづくり寄附条例に基づく寄附の受け入れ概況ですけれども、総額として 3 億 4,256 万 2,206 円、1 万 3,350 件の寄附をいただいたところです。

その寄附につきましの活用概況を 3 番のほうで記載しておりまして、(ア)から(ク)、また米印のほうで、ガバメントクラウドファンディング部分での取り崩しの額を合わせまして、昨年度 2 億 1,208 万 7,090 円を活用したということでございます。

寄附の状況ですけれども、月別に示した表が 4 番でございます。お示ししたとおり、夕張メロンの年度内発送があります 6 月末までに一つの山がありまして、確定申告前の 11 月後半から 12 月にかけてまた大きな山が来るというのが夕張市の特徴的な状況です。

下の表ですけれども、これまでの寄附につきましては、平成 26 年度から上昇傾向にあって、ここ 4 年ほどは 3 億円を維持しているような状況でございます。

もう 1 枚めくっていただきまして、(3)特定団体・特定事業への助成でございますけれども、総額で 1,096 万 1,128 円ということで、これらの団体への指定寄附金について支出をしております。

続きまして、5 番からは、先ほどの 2 枚目の本年度に使った事業の内訳を記載しておりまして、1)の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業につきましては、このような内容のものに活用させていただいていると。

続きまして、1 枚めくっていただきまして、2)、3)、4)、5)、6)と 9)まで続いております。10)のガバメントクラウドファンディングですけれども、夕張高校の魅力化で 2,300 万円ほどいただいた寄附のうち 96 万円を取り崩

して、今、公設塾「キセキノ」への運営の一部に充てております。

もう 1 枚めくっていただきまして、11) 基金の残額ですけれども、一番左側の(a)に関しましては、これまでいただいた寄附の全額を記載しております。その後、平成 19 年から 29 年までに取り崩した額、30 年度取り崩した額の合計を記載していて、差引残額が今 8 億 8,509 万 987 円でございます。

次に、6 のガバメントクラウドファンディングですけれども、昨年実施した夕張メロンの 100 年続く産地化へということで 719 万 6,300 円の寄附を載せております。また昨年、西日本豪雨災害支援のための代理受付を行いまして、1,002 万 2,805 円を代理受付して、被災されました広島市のほうに寄附額を納めております。

8 番ですけれども、これに関しましては、いただいた寄附のうちのふるさと納税に要した費用の割合等を示しておりますので、ご覧ください。

説明は以上でございます。

(千葉委員長)

1 件、ちょっと報告の確認なんですけれども、3 番目の幸福の黄色いハンカチ基金の活用の概要のところの総額、合計を 2 億 1,208 万 9,000 円と聞こえたんですけれども、表は 7,000 円となっております。

(地域振興課主幹)

ちょっと記憶がありませんけれども、今委員長が言われたとおり、この記載のとおりで間違いありません。

(千葉委員長)

はい、わかりました。

これより、報告に対する質疑を受けてまいります。質疑のある方はいませんか。

(熊谷委員)

今回の報告に対する質問ということではないのですけれども、この間……。

(千葉委員長)

すみません。

(熊谷委員)

まずい。そうですか。

(千葉委員長)

報告に対する質疑ですので。

(熊谷委員)

今後に対するものというのは、今ここでは出てこないのですね。

(千葉委員長)

はい。

(熊谷委員)

はい、わかりました。

(千葉委員長)

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで地域振興課を終わります。

## 【保健福祉課】

(千葉委員長)

次に、保健福祉課より報告を受けてまいります。

(保健福祉課長)

保健福祉課です。当課より資料 1、2 に基づいて、介護保険サービス事業所の廃止と指定について説明いたします。

まず最初に廃止についてですが、介護保険法及び夕張市指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する規則を踏まえまして、地域密着型通所サービス事業所デイサービスセンター楓楓より、廃止予定日の一月前に届け出がありまして、令和元年 6 月 30 日をもって廃止となったものです。

デイサービスセンター楓楓の利用者につきましては、廃止届提出の時点で 14 名いらっしゃいましたが、入院中の 4 名を除く 10 名の方は市内の別のデイサービスまたは通所リハビリにおいて継続して介護サービスを利用されています。

なお、6 月 30 日ということで、報告が遅れましたことをお詫び申し上げます。

続いて、資料 2 の介護保険事業所の指定について説明します。

これも介護保険法及び夕張市指定地域密着型サービス事業所等の指定に関する規則を踏まえまして、居宅介護支援事業所ケアプランセンターすまいるより申請の届け出がありまして、審査の上、令和元年 8 月 1 日より指定するものになります。

続きまして、資料 3 になります。夕張市自殺対策計画について説明いたします。

この計画は、自殺対策基本法に基づく義務計画で、これまで幅広く意見を聞きながら策定を進めてきたものです。一番最初の資料にありますパブリックコメントの結果は後ほど説明いたします。

それでは、資料 3 の 2 枚目の概要版をお開きください。

策定の趣旨につきましては記載のとおりです。簡潔に申し上げますと、自殺は誰にでも起こり得るものであり、包括的な支援に取り組み、生きること



に前向きになれる地域の実現を目指していくものでございます。

次に、計画の期間です。健康増進計画との整合性を図って４年間とします。

次に、計画の目標です。国の令和８年の目標値を見据えまして、計画３周年に減少を目標に設定しています。

次に、第２章の自殺対策と現状をお開きください。

平成２５年から５年間の本市の平均自殺率は２９．７、減少傾向にある国や道と比べますと高い傾向にあります。ひきこもりなどが社会問題になる中、本市では過去５年で合計１４人。本市の特徴としては、男性よりも女性が多かったり、無職の方が多かったり、同居人がいる方が多かったり、中高齢者が多かったりというのが特徴になります。

本市の取り組みとしては、関係課とともに、これまで市民健康講座やゲートキーパー養成研修の養成に取り組んでいるほか、３年に１度、関連のパンフレットを全戸配布しています。

基本方針や重点項目、取り組むべき事項は記載のとおりです。

行政としましては、庁内各課それぞれの業務をしっかりと市民に送り届けることが市民に安心・安全を与えるきっかけになると考えておりまして、あわせて市民生活の支えを太く長くしていく効果があると考えています。

資料には、体系を整理した形でイメージ図というか、台形でイメージ図を記載していますので、ご覧いただきたいと思います。

最後に、資料３の一番最初の資料、パブリックコメントの実施結果へお戻りください。

まず、期間は６月６日から２０日までの１５日間。

市民からのご意見は１件ございました。

ご意見の趣旨です。自殺対策についてはとてもよいことだと思いますが、市民がこの計画書や概要をどれだけ見ているかが大事なのではないのでしょうか。私は思春期の子どもがいるので、子どもたちが親や学校の先生に言えない悩みなども、思い詰める前に相談に乗ってくれる人がいたら、どれだけ心強いだろうかと思ってしまいます。もちろん、親にしてもそうだと思います。せっきくのすばらしい事業内容なので、たくさんの市民にわかりやすく広めてもらえたらと思います。

これに対して当市の考えですが、自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こり得るものですが、危機に陥った人の心情や背景は理解されにくいという現実があります。この計画では、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに助けを求めることが適切であるということが地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うこととしております。

児童生徒に対しましては、辛いときや苦しいときには助けを求めてもいいんだということを学ぶ教育、SOSの出し方です。この推進が重要であって、これらが身につくように学校や保護者との協力のもと、取り組んでいきます。

ということで、パブリックコメントの結果は以上のとおりですが、この結果についてはホームページに掲載して、今後の参考としていきたいと思っています。これは子どもを抱える子育て世代の現場の生のご意見かなと思いますので、しっかりこれを踏まえて行政に取り組んでいきたいと思っています。

なお、自殺の対策が地域全体の共通認識になるように、今後とも庁内関係各課、関係機関としっかり連携をして、なお一層効果的に行政を推進して、その果たすべき役割をしっかりと担って、ひいては地域に安心・安全を与えるきっかけをつくっていききたいと思っています。

以上、資料3、夕張市自殺対策計画について説明を終わります。

(千葉委員長)

これより、報告に対する質疑を受けてまいります。

(熊谷委員)

今のお話の中で気になるのは、やっぱり本市の平均自殺率が全道の1.5倍、全国の1.6倍というところだと思うのですが、これの原因というのは担当課ではどのように考えていますか。

(保健福祉課長)

それぞれに抱える課題というのは様々だと思うのですが、例えば生活困窮だとか、医療・介護の問題だけではなくて、困窮問題もそうですし、児童虐待とか、性暴力とか、いろいろな要素はあると思うのですが、本市の場合は人口規模、世帯数も少ないので、1件が大きく数値に影響するということもあるかと思います。

様々な社会経済的な視点も含んで、それに対する包括的な支援が必要なのかなと思っています。

(熊谷委員)

ここの対策計画の冊子の中の12ページに、上位5区分というのがあって、1位と2位が女性で無職同居という方になっているのですが、この傾向というのは全国と同じですか。それとも夕張市特有のものですか。

(保健福祉課長)

先ほど本市の特徴を申し上げましたが、同居人が多いという特徴に当たると思います。

(熊谷委員)

私もやはりそうかなと思うのですよね。それで、女性で同居人が多くて、近隣関係や身体疾患、うつ状態、家族間の不和というのが出ていますから、

やっぱりその中高年の女性の方たちにどうやって寄り添っていくのかということが一つ大事だと思いますし、DVの問題もあるでしょうし、ジェンダー教育の問題がまだこの年代には届いてはいないということもあると思うのです。

それで、先ほど、子どもたちにSOSの出し方という教育ということが重要だというお話で、全くそのとおりなのですが、それはその中高年の女性の方たちにも通じることですので、ぜひそこにも力を入れていただければなというふうに思います。

すみません。もう一ついいですか。言い忘れました。

(千葉委員長)

はい。

(熊谷委員)

それと、先ほど生活困窮、経済状況の問題というのがあったのですが、やはり生活保護が受けにくい状況があると思うのです。いまだに生活保護というのが恥ずかしいことだというふうに思っている方たちは非常に多いですし、私が受けた相談の中でも、窓口で、今、体の状況が悪くて、病院にもかかっている、だけれども経済状況が大変なので生活保護を受けたいという話をしても、なかなか、診断書を持ってくればよいというものじゃないんだよと担当の窓口で言われたとか、そういう話もありますから、ぜひそのことも含めて経済困窮の問題解決の方法に向かっていただければと思います。

(保健福祉課長)

まず最初のご意見ですが、一つ、同居者が多いという傾向というのは、ひとり暮らし、独居の高齢者ですとか女性にしても、支援の手というか、見守りのそういうところが当たりやすいというか、同居者がいるよりは、そういうこともあるのだろうなと。ただ、同居者がいても、しっかり、その方の身体とか精神とか、しっかり支える聞き役にはなっていないのかなということも言えるのかなと。

ゲートキーパー養成研修ですとか、そういった機会を通じて、徐々に。最初は民生委員さんですとか、そういう方に受けていただいて、段階的に裾野を広げて、次はこういう職種とか、こういう方々とかという、裾野を広げていけば、地域全体がそういう意識を持った社会になっていくのかなと思っていますので、そういうふうに進めていきたいと思っています。

あと、後半のご意見ですが、確かに自殺対策というのは、現状としては生活困窮ということもあるやに書いてありますが、実際その保護を受けにくいということは、それは行政としては、普段、民生委員さんと福祉事務所と庁内関係機関、あとハローワーク、社協、それぞれの機関とネットワー

クをしっかりつないでいまして、必要な方には必要な保護を実施しているというのが行政の考え方でありますので、それぞれ市民の方がいろんな思いを行政に対して考えはあるのですが、行政としては保護を受けにくいと、必要な方にはしっかり提供するということは変わりありませんので、その点だけはうちのほうで捉えております。

(熊谷委員)

わかりました。いざとなったときには、最後のライフラインとしてこの生活保護があるのだということをぜひ周知していただければと思います。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

(本田委員)

資料3のパブリックコメントについて質問します。

意見に対する市の考え方として、児童生徒にＳＯＳの出し方に関する教育を推進していくことが重要だというふうに書かれておりますし、私もそのとおりだと思うのですが、実際このご意見について、教育課等も共有されているかと思うのですが、具体的な小中学校におけるＳＯＳの出し方に関する教育について、どのように進めていくかというお話はされているのかどうか、お伺いをします。

(保健福祉課長)

庁内各課との連携については、計画の策定の段階から庁内の連携会議をつくっていて、その中で教育課に限らず、事務分掌などから各課の事業の洗い出しをして、それぞれの事業がこの対策とどうリンクしていくのか、各課と意見の出し合いをした上でこういう計画をつくっていますので、この対策としては包括的に進めるというところでとどまっていますが、今後、この計画をベースにして、子どもたち、高齢者、中高年というところに、包括的な支援が行き届いていくのではないかと考えています。

(本田委員)

今、課長がおっしゃった点に関して言えば、資料の冊子の中の30ページ以降にある、生きる支援の関連施策というところと関連してくるのかなと思うのですが、子どもたちに対してのＳＯＳの出し方に関する教育、これに関しては具体的な道徳などの授業等の中で実施した実績は、これまではあるのでしょうか。

(保健福祉課長)

その実績はまだないですね。今後、検討していくということになると思います。

(本田委員)

はい、以上です。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

(大山委員)

1 点、要望というか、ちょっとお話しさせていただきたいのですが、30%以上減少させるということで、数値は数値として仕方がないことかなとは思いますが、これは目標としては、気持ちの中ではゼロを目指すんだということではないかなと、基本的には。と思うのですが、この目標の数値だったら仕方がないよねということではないですよ。

(保健福祉課長)

保健福祉課としては、国の数値をしっかりと見据えて、それに少しでも近づけるように、当面、令和4年は減少ということで具体的な数値は盛り込んでいませんが、できるだけ近づくように、各課連携のもと、包括的な支援をしていきたいと思っています。

(大山委員)

それともう1点なのですが、取り組みなのですが、教育委員会を含めた関係課という言い方をされていましたが、民生委員さんを含めて、ゲートキーパー養成をしていくということもありましたけれども、関係課以外の外部団体は、具体的にどのような団体と連携をしていこうと考えているのでしょうか。

(保健福祉課長)

この計画の策定に当たりまして、もちろん庁内では十分議論を重ねましたが、委員ご指摘のとおり、関係団体としましては市内小中学校、PTA連合会、医師会、ハローワーク、社協さん、民児協さん、警察等々、この計画を十分、職員が先方に伺って、趣旨の説明をして、これをもとにしっかり有機的な連携を図りたいということで説明をさせていただいておりますので、今後そういった関係性は強化していけたらと思います。

(大山委員)

今、課長が言われた各団体、しっかり連携をしていっていただきたいと、このように思っております。

以上です。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで保健福祉課を終わります。

**【閉会】**

(千葉委員長)

以上で本日予定しておりました案件は全て終了しましたので、行政常任委員会をここで閉じます。

ご苦労さまでした。

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会行政常任委員会

委 員 長

---